和歌山 縣民の友

發行所
和歌山市小松原通
和歌山縣臨秘書課
編集兼發行人
森 慶 三
印刷所
和歌山縣印刷所
定價(公)1部2圓50錢

國の再建をめざして "九原則宣傳旬間"が實施せられる

經濟安定九原則は日本經濟自立の爲めに、我々國民に課せられた絶對至上命令であつて、九原則の徹底的實踐なくして日本の再建はあり得ないのである。和歌山縣經濟安定委員會では七月一日を期し、「九原則の宣傳旬間」を實施することになり、着々その計畫を立案しているが、九原則實施を誓う日、收支豫算均衡日、税金完納日、貯蓄增强日、賃金安定日、貿易振興日、(公)嚴守の日、輸出產業奬勵日、生產增强日、食糧供出推進日、反省の日と、十日に渡つて、それぐ\日割を定めて、一項目毎に宣傳が行われる。

先ず四市に於ける縣民會を始めとして、講演會、演藝會、展覧會、座談會、標語かぞえ歌の募集、ポスターの掲示チラシの配布等、あらゆる面から百萬縣民に對して九原則の趣旨を徹底させ强力に實踐を促す一大縣民運動を展開することになつた。尚宣傳實施に當つては、各地方事務所、市町村役場、金融諸機關、職業安定所、各種協同組合、商工會議所、税務關係機關、諸團体等の協力を要請することになつている。

農地調整法一部改正

總選擧8月18日

政府の提出になる「農地調整法の一部を改正する等の法律案」が第五國會を通過成立して愈々來る六月二十日に公布の豫定であり、同時に即日施行されるので、縣市町村の農地委員會、選擧管理委員會及び選擧人は左の點に特に留意しておかねばならない。

◎この法律に基いて農地委員會の委員の總選擧が行われることになつており、このうち市町村農地委員會委員の總選擧は八月十八日に、縣農地委員會委員の總選擧は九月二十日にそれぐ\行う豫定である。

◎右選擧に必要な市町村農地委員會委員選擧人名簿は、六月二十日現在で次の要領により調製しなければならぬ。即ち選擧人は世帶毎に六月三十日まで選擧人名簿登錄申請書を市町村農地委員會に提出する。これを受取つた同委員會はこの申請書に意見を附し、且つ必要な審査を行い七月二十日まで市町村選擧管理委員會に送付する。同管理委員會ではこれを參照して七月三十日まで選擧人名簿を調製し、八月一日から五日間これを縱覽に供する。

◎この法律施行後總選擧日までの期間は缺員選擧及繰上補充を行えないし、リコールの請求も行えないから、缺員の儘市町村農地委員會を運營せねばならない。

河川を愛護しよう

霖雨に絶えぬ水の惱み

水害の憂いの時期が到來した。殊にわが國は雨が多いところへ、戰時以來山林を濫伐し未だにその復舊策たる治山治水が完遂しないため、一度河水が溢れると、大損害を蒙り、年々その損害額は家屋火災のそれ以上を失つている。本縣昭和十三年から二十二年度までの水害累計額は二億三千萬圓にものぼり近畿各府縣と比較すれば、確かに水害縣に當つている。

近府縣水害損害額(昭和13年〜21年累計)

三重	一五、六〇〇萬圓
京都	九、六〇〇
兵庫	四九、三〇〇
奈良	五、五〇〇
大阪	五〇〇
和歌山	三、〇〇〇

昨二十三年度は二十四年三月三十一日現在の調によると五億八千萬圓の損害を蒙つており、その中復興したのは七千三百萬圓、今年復舊の見込は僅か約七千六百萬圓にすぎない。というのは九原則の實施が大いに影響を及ぼしており、復舊完成三ヶ年計畫は望薄すである。が然し縣ではこの困苦に屈せず、縣福祉のため國庫補助增額陳情其の他あらゆる方策を講じて復舊事業並び防除施設事業に眞劍に取組んでいる。

縣民各位もこの事實を察せられ、我が和歌山縣水害防除、復舊のため是非御協力していただきたいのである。

水害の原因は前述の通り主に雨量の過多、濫伐(及び本縣では特に南海震災に依る地盤のゆるみも加つている)に依る河川堤防の決潰にある。又河川に不注意にごみを捨てたり、田畑を作つたりするとそれが大きな水害の因になるから充分に留意され河川愛護に縣民各位の充分なる御支援を賜りたいのである。

シベリヤ抑留者の家族に手當

本縣未引揚者の中、シベリヤ抑留者の留守家族には特別未歸還者給與に基く一般邦人の扶養家族手當が支給されるので、本人からP.W.通信(俘虜通信)が到着した時は直ぐ縣民生部長(又は世話課長)宛申し出て下さい。六月中に屆けた方には本年一月分から支給出來ますが、七月以降になれば、屆出の翌月分からの支給になりますから、この点特に注意され今月中にお屆け下さい。

(世話課)

縣民税はこうして賦課される

皆さん御存知ですか

縣民税は市町村民税と合せて一般に住民税と呼ばれています。

本來縣とか市町村と云うような地方自治團体は地方的な共同施設を維持經營して福利を增進する團体であり住民はそれぞれの分に應じてその要する經費を分擔するのが當然であり又經費を分擔することに依つて一層福利施設に對する關心が强まりよりよい地方自治團体が確立されて行くのであります。

住民税はこの負擔分任の精神を强くとり入れた税でありまして現在では財源的にも地方税中重要な位置を占めているのであります。こゝで縣民税はどんなにして賦課されるか?について、その概略を述べると次の通りであります。

縣で先ず法律の定める所に依つて賦課する總額をきめます。(これは前年の賦課期日現在の納税義務者數に七〇〇圓を乘じたものであつて縣下の納税義務者數は大体二十萬人で賦課税總額は約一億四千萬圓と云ふ程度となる)この總額を次の基準に依つて縣下の市町村に配當するのであります。

1. 賦課税總額の百分の六十を納税義務者數に按分した額
2. 賦課税總額の百分の十五を所得税額(源泉課税の勤勞所得税を除く)に按分した額
3. 賦課總額の百分の十を地租額に按分した額
4. 賦課總額の百分の十を家屋税額に按分した額
5. 賦課總額の百分の五を法人事業税額に按分した額

こうして配當された額は各市町村において條例の定めるところにより公平に各人の所得割資産割平等割斟酌割といつた種々の割當基礎に基いて議會の議決を經て決定された市町村民税額に比例して賦課額を定め市町村民税とともに各人に割り當てられることになります。

これで大体縣民税の賦課方法が御存知頂けたと思います。が今迄私達は公の經濟即ち地方財政に深い關心をもつていなかつたと言えないでしょうか然し個人經濟と密接な關係をもち私達の生活を直結する財政が縣民からはなれ住民から離れては、日本の再建も地方自治体の再建も期せられません新憲法は地方自治の一章をもうけ地方自治法は世界に誇り得る法典であるといえども自治法を運營するのは財政であり税であります。地方税に關する深い御理解を祈つて止みません。

治安協力會の世論調査について

治安協力會は政府機關ではないから、原則として自己の創意に基き自主的に世論調査を行つて差支えない。然しながら、治安協力會は警察と密接な關係をもつているから、次のような注意を守らなければならない。

(一)若し、治安協力會が警察の要求に係る世論調査を行う場合には、右調査案を審査のため總司令部に提出することを勸告する。

(二)治安協力會の(警察の要求に係らない)自己の創意に基き行う世論調査は、檢査のため關係地方軍政部民間情報擔當官に提示されねばならないことを示唆する。

(三)調査案の內容が單なる警察事項(の範圍)を超えて一般的な政治的、社會的態度に觸れるような疑わしい場合は、いつでも總司令部へ檢査を受けるため提出することを勸告する。

九原則を守りましよう!!

1 豫算の均衡
2 徴税の强化
3 融資の制限
4 賃金の安定
5 價格統制强化
5 貿易管理の改善
7 割當配給制度の改善
8 生產の增强
9 食糧供出計畫の能率强化

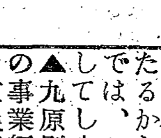

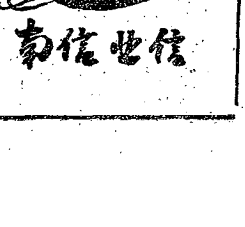

▲過日或る新聞で「經濟九原則の內容について知つているものをあげて下さい」と世論に問うて見たら、全部知つていたもの十四名(二・五%)一部分知つていたもの二三一名(四〇・五%)全然知らなかつたもの二三一名(五七・〇%)の結果が出た。▲事每に餘り神經を鋭らせて居ては堪らないが否應なしに國民悉くの頭上にヒシ〱と迫つてくる九原則實施下の冷嚴な事實に對して、こんなに無關心であつてよいものか。▲自分の身邊だけにどれほど苦心經營しても時局の流れは時勢を解せぬ無自覺者達を總なめに押流してしもう。國民の大半が九原則の何たるかを知らないようでは、日本の國も流亡してしもう外はない。▲九原則の實施が明日の事業經營の上にどんな重壓を加えてくるか、耐乏生活の家計はどの一線で喰止め得るか、他人事ではない。▲個人として縣民として九原則に深甚なる關心を持つて協力し、敢然と耐乏の決意を堅め當局に對して要望すべきはする明識と熱意を持ち、九原則の激流を乘切るべく、國民擧げて協力し、縣命に檣擢を操り、希望の大海に到達しなければならない。(K)

計畫成つた 縣移動衛生展覽會
和歌山市が皮切り

あなたの幸福には先づ衛生思想を

縣衛生部では長年の計畫中であつた移動衛生皮切りに縣下市町村の隅々まで實施する事になつた。

本展覽會の開催趣旨は、文化國家を再建するには何と言つても高度の公衆衛生思想の裏付けがなければならないので、縣民に保健衛生の關心を深め、個人生活を衛生的な生活様式に高め、ひいては公衆衛生を促進して疾病を未然に防止し健康にして快適な生活環境を釀成することにある。

縣民各位が右の趣旨を充分理解して本展覽會を觀、これを參考にして生活様式を改めるならば、和歌山縣下では惡疫傳染病等はなくなるわけである。

なお縣より本展に使用する資料は、圖表百三点と性病關係模型約三十七点があるが、本展開催は市町村と縣衛生部、保健所の共同主催で實施するのである。市町村の開催日時決定は市町村で決め擔當地區保健所に開催豫定一ヶ月前までに連絡し實施することになつている。又縣と市町村の共同主催であるから

縣より貸與する資料は無料である。しかし本資料は縣下市町村約二百箇所で使用するのであるから取扱は特に注意して、破損、紛失等のないよう望んでいる。

本展實施に際して特に衛生部長は次のように望んでいる

「我が國の公衆衛生思想は全縣民の認める如く世界の文化國家に比してははるかに低いが、文化國家として日本が再建する上には是非理解ある公衆衛生智識がなければならないのである。各市町村に於ては本展の趣旨を充分理解し、進んで開催するよう、又縣民各位も本展を一人でもたくさん觀られて新しい生活様式確立の參考とし、文化國家再建に協力していたゞきたい」

恐しい感染！
＝辰ヶ濱天然痘の實相＝

交通遮斷をまで惹起せしめた箕島町辰ヶ濱、男の浦の天然痘は五名のまゝ現在に到つているが、これで終熄したことは斷定し難い。

▲この五名の患者の感染系統は先づ一號患者島田つるさん(八十才)は大阪方面から感染し、五月七日に發病一四日に本病と決走した。二號患者島田菊松さん(五一才)は一號患者の息子で患者を隔離病舍に於いて看護中、同二十一日發病、三號患者津川とめさん(六六才)は天理教信者で一號患者を救おうと去る五月十二、三日頃訪問した結果、二十四日に至り發病、二十七日眞性と決定した四號患者谷口冬子さん(一〇才)は三號患者の訪問で感染、五號患者池田潤君(九才)は四號との遊交で感染したのである。一號患者が眞性と決定された五月十四日より五號患者の眞性決定日五月二十八日まで此の間僅か二週間にすぎない。うち既に三號患者は六月三日に死亡した。尚これらの患者の種痘關係を調査(五號患者は未調査)した所、二號及四號患者の臨時種痘一度を除いて全部未種痘であつた。

種痘の時期

第一期	生後2ヶ月～12ヶ月
第二期	小學校入學前6ヶ月內
第三期	小學校卒業前6ヶ月內
臨時	必要な時期

どうして傳染　どんな症狀

▲傳染、天然痘の病原菌は皮膚に潛んでおり、膿汁、唾痰、鼻汁、痂皮等によつて排泄されるから、直接患者と接觸したり、唾痰の飛沫を吸入することにより、間接には病毒汚染の家屋物品によつて感染する。

▲症狀、感染して一二週間潛伏の後、急に發熱し、初二、三日間熱、頭痛、腰痛を併發、一度熱が冷め四日目位から顏、首、胸、背、手、足の順で粒狀の發疹が生じ、後膿疱になる。

▲豫防消毒　特に留意しなければならない点は(1)塵芥の飛散しない様(2)患者發病以來關係のある家屋物品全部(3)交通關係者の、及び附近若干戸の家屋物品等である

【論文】兒童の不良化防止について（中）

日高郡名田小學校　東　公

(イ)少年犯罪の急激な增加

我が和歌山縣下に於ける二十才未滿の犯罪者の檢擧人員は戰時中の昭和十九年の六三九名に對し一昨年の昭和二十二年には一七二四名と言う二倍半の飛躍的增加を示しています。而も上述の數字は警察に檢擧されたものの實人員でありますが未檢擧の者をも合わすと思半ばに過ぎるものがあろうと思われます。之は單に和歌山縣に於てのみ見られる事ではなく、全國的に見ても警保局の發表に依ると昭和十一年の四六五五〇件に對し昭和二十一年には二〇四、二三六と約五倍の增加を示しているのであります。ドイツに於ても一九一四年の敗戰前の有罪人員四六、九〇人に對し終戰後の一九一八年には九九、四五三となり約二倍の增加を示したとかで、一般に敗戰後の少年犯罪の增加には世界的に共通したものを見ることが出來るのであります。然し最近に於ては大人の犯罪傾向が稍々安定もし、減少しているのに少年犯罪が猶も增加していると言う現象はどうしても見逃すことは出來ないのであります。嘗てオーストリーに於ても戰後少年人口が十三%も減少したのに而も少年の窃盜犯は、七倍にも增加したと言うのとよく似通つた点もあります。この事については、更に、心理學的に研究すべき点も多いのでありますが、おそらく子供達を監視善導すべき親達や、大人達がかえつて逆に唆したり、幇助したりして、子供達の正義感なり感情と言うものを混亂させたと言う点も考えられるであろうし、更に子供と言う者は大變模ほう性に富んでいるので、世間が他人の財産に對する尊敬を失えば、少年もその眞似をする而も社會狀勢なり經濟狀態が稍々安定し檢擧機關も充實して來た時に、大人達は極めて敏感に轉向したりカムフラージする事が出來るのに對し、彼の間に生じた不良菌はその模ほう性と言う生活力に助けられ家庭の放任、學校教育の弱体化、と言う溫床でその猛烈な生育をつゞけていくのではなかろうかと思われるのであります。

(ロ)中流普通兒の不良化。

ロンブロゾーや、ランゲの樣に犯罪者は先天的に不良な素質をもつていると言う、素質論者もあれば、反對に、フロイドやアドラーといつた心理學やマルクス主義犯罪學者の樣に環境論を主張する人もあるが、要は本人の先天的素質と家庭學校社會等といつた環境との綜合された所に不良的犯罪が結成されるのであろうと思はれます。平時に於ては不良少年や、犯罪少年の多くは、一般に知能の低い精神薄弱兒や、性格異常兒、或は、極端な家庭環境なり社會環境から釀出されたものが大部分であつたのですが、最近にいたつては少年犯罪者の多くは、知能も普通であり、家庭も極貧と言われるものより中流位の層より、即ち、普通中流兒が大變多くを占めて來たと言う事であります。京都府下の不良兒收容の某學校の兒童の平均知能指數が九二、八八だつたとかの事であります。し、全國的にみても昭和二十一年の司法省統計によると、犯罪少年の中、知能の普通のものが二萬四千人余りで優良なものが三千八百人余りもあるのに對し、精神薄弱兒はわづか三二人で、白痴と言われるものが七六人しか存在しなかつたとかであります。此事を言いかえますと、現在に於ては不良少年となるべき宿命的な遺傳素質を持つて、いるものより一寸した指導の如何によつては必しも犯罪少年の汚名をつけられずにすむであろう普通兒が多く不良化傾向をおびて來たと言う事になるのであります。この不良兒の大部分を占めている彼等は若し社會狀勢が現在の樣に混沌としておらず學校教育なり家庭教育が、現今の樣に放任弱体化してなかつたからば、決して不良の淵に足をふみ入れなかつたのであろう事はまがいもない事實であります。これらの普通兒の大半は、義務教育、又中には高等教育をもうけられる可能性のあるものが多いのであるから、先づもつて社會狀勢を淨化する事は勿論國家の少年保護事業なり學校教育の強化と相よつてはじめて、不良化防止が實現せられるのであります。而もこの事は實現可能の公算大であり更に急を要するものであります。

百萬圓の夢ではない
幸運者

和歌山大學設立資金に充てるため七月十一日より八月十日まで「教育寶くじ」が發行される。發行總額は一五〇〇萬圓(一枚三十圓)、抽籤日は八月十九日で、從來の寶くぢに比べて異なる点は「當籤率」のよくなつていること、及び前後賞合せて「百萬圓」の二点にある。

▲獎金

特等	五〇萬圓	
前後賞	各二五萬圓	
一等	三萬圓	(九本)
二等	一萬圓	(一六八本)
三等	五百圓	(一、〇〇〇本)
四等	二十圓	(二五萬本)

▲景品

一等	絹サージ	(三〇本)
二等	婦人服地	(五〇本)
三等	毛糸	(一〇〇本)
四等	サッカリン	(一萬個)

國土建設週間實施

自7月4日 至7月10日

七月十日の建設省設置一週年記念を機會に建設行政と技術に關し縣民の理解と認識を深めるため、七月四日から十日まで國民運動「國土建設週間」が實施される。このため本縣に於いては目下實施要項計畫中である。

經濟安定九原則の標語、數え歌及び論文募集

九原則は日本經濟の獨立への途を示したものであつて、縣民お互いが一人殘らず先づこれを勵行せねばならない。ついては右の趣旨を宣傳し、心から協力するよう皆さんの合言葉を募集します。

一、標語　左の三標語中どれでもよい。

(一)九原則全体に關するもの(但し、一項目だけを表わしたるものでも差支えない)

(二)主要食糧擴流防止に關するもの

(三)麥、馬鈴しよ供出促進に關するもの

二、數え歌　九原則全体を表わした十までの數え歌であること。

三、論文　經濟九原則の勵行がわが國經濟安定復興に絶對必要なものである。しかしこれは縣民生活に影響することが非常に大きいけれども、どうしても實行せねばならない問題であるついては此の原則下において縣民生活をどうして安定再建さすかを具体的に論述したもの。

(二)課題「經濟安定九原則下こうして縣民の生活再建をはかりたい」

四、規定

(一)資格、本縣民たること。

(二)住所、職業、氏名を明記のこと。但し、標語及び數え歌は紙の裏面に、論文は半紙型の紙に記載して添付すること。

(三)論文は四百字詰原稿用紙二十枚以內のこと。應募論文は如何なる理由あるも返戻しない。

五、締切は六月三十日限り(當日消印あるものは有効)

六、宛先　和歌山縣經濟安定委員會事務局

七、發表　七月中旬縣民の友及び新聞紙上で發表

八、賞金

(一)各標語及び數え歌

一等　三、〇〇〇圓　一名

二等　一、〇〇〇圓　一名

三等　二〇〇圓　三名

(二)論文

一等　五、〇〇〇圓　一名

佳作　若干　數名

有田便り
有田郡民への眞摯な願い　山林を復興しよう！

(有田地方事務所より)

昨年八月有田郡を中心とする大水害の爲、木の國有田に致命的大被害を受けました。綠の山の此所彼所に突發する大きな山津波、山すべりの爲に山すその人家まで埋められてしまいました。又林道という林道は一線として無事通り過せない程悲慘な損害を受けました。しかし木の國有田はこのまゝ生き埋めになつてはいられません。我々は躍起となつてこれが復興の爲、林道の測量、荒廢地の調査、植林普及の爲全力を捧げています。有田郡の皆様、地元の盛り上がる力に賴らねば復興が望めません。林道の復活の爲に大いに御協力下さい。そして山林を復活せしめ、水害を防ぐためには一つのはげ山もない様に植林致しましよう。